

## 第66回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年12月23日(金) 午後1時30分から午後3時25分

開催場所 姫路市役所 10階 第3会議室

### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席	○	
5	田摩仁志	出席	○	
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	欠席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 農地法第3条等の規定による許可申請に係る事情聴取について  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について  
報告第4号 合意による解約等の通知について  
報告第5号 畑地転換届について  
報告第6号 県許可案件の許可状況について  
報告第7号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和4年12月23日 午後1時30分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第66回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、小林委員より欠席の連絡を頂いております。それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を中塚委員と田麿委員にお願いいたします。それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願います。まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が4件提出されております。

まず、農地確認です。

花田町加納原田の田1,051㎡につきまして、御国野町国分寺の■■■■より「■■■■、土地の売買契約が不成立となり、引き続き農地として利用している」との申請です。現況は「田」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

次に、非農地確認です。

まず、白浜町の畑119㎡につきまして、愛知県丹羽郡大口町の[ ]より「平成5年以前より、山林(竹林)となっている」との申請です。

2番です。

林田町上伊勢の田79㎡につきまして、林田町上伊勢の[ ]より「平成12年頃より、公衆用道路敷地となっている」との申請です。

3番です。

花田町上原田の田0.63㎡につきまして、花田町上原田の[ ]より「昭和56年より、電柱及び支線の敷地として利用している」との申請です。

4番です。

船津町の田2筆計380㎡につきまして、大阪市の[ ]より「昭和54年12月より、住宅及び納屋の敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

ないようですので、承認とすることでよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕  
議案第2号(P3~P6)を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。21番の案件でございますが、許可後の耕作面積について5,635㎡を5,378㎡に訂正をお願いします。また、22番の案件でございますが、許可後の耕作面積について3,605㎡を3,453㎡に訂正をお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、22件提出されております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」こととされております。12番13番の案件が[ ]関係の案件となっておりますので、まず、1番から11番及び14番から22番の案件についてご審議をお願いいたします。

7番8番10番11番17番が市街化区域の案件であるほかは、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。1番から4番が現在耕作面積0㎡の方の案件、5番6番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、7番以降が既に下限面積を超えている方の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっており、譲受人・借人は、3番4番が農地所有適格法人となっております外は、いずれも「個人」です。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されて

おらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」については、2番が約20kmであるほかは、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、それぞれの案件について概要をご説明いたします。

1番です。

西脇の田13筆計3,103.61㎡につきまして、西脇の[ ]が、大阪府吹田市の[ ]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,104㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

なおこの案件、[ ]の現在の耕作面積が0㎡であります。北西部地区農政協議会では「以前より農地を耕作している実績が認められ、相続のやり直しと判断し事情聴取は不要」との意見となっております。

2番です。

夢前町古瀬畑の田、畑6筆計4,655㎡につきまして、飾磨区清水二丁目の[ ]が、父である尼崎市の[ ]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える4,655㎡になる予定です。作付作物は「水稲、牧草、野菜、花き、果樹」となっております。

なおこの案件、[ ]の現在の耕作面積が0㎡であります。北西部地区農政協議会では「集落内に実家があり、以前より農地を耕作している実績が認められるため、事情聴取は不要」との意見となっております。

3番4番です。

農地所有適格法人である香寺町中仁野の[ ]が、香寺町中仁野の田2筆計1,754㎡につきましては、香寺町中仁野の[ ]より「現物出資」による所有権移転の申請と、船津町の田2筆計1,444㎡につきましては、船津町の[ ]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,198㎡になる予定です。作付作物は「水稲、野菜」となっております。

なおこの案件、[ ]の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「3番の現物出資する農地については、譲渡人である[ ]が[ ]であり耕作実績は認められ問題ないが、4番の貸借地については、現地確認した際に貸人に会うことができたが貸借について知らないとの説明であった。その後貸人の子であり[ ]から説明があったが、貸借について確認する必要があると判断し事情聴取が必要」との意見となっております。

5番6番です。

林田町大堤の[ ]が、林田町大堤の畑29㎡につきましては、飾磨区阿成渡場の[ ]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、林田町大堤の田2筆計885㎡につきましては、林田町大堤の[ ]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,117㎡になる予定です。作付作物は「大豆、水稲」となっております。

7番です。

上大野二丁目の田479㎡につきまして、上大野五丁目の[ ]が、大阪府吹田市の[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は10,117㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

8番です。

網干区福井の田2筆計3,013㎡につきまして、網干区福井の[ ]

が、勝原区朝日谷の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は7,394㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

9番です。

勝原区丁の田5筆計2,965㎡につきまして、勝原区丁の [ ] が、広畑区東新町一丁目の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は6,844㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。

10番です。

仁豊野の畑158㎡につきまして、仁豊野の [ ] が、仁豊野の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は2,113㎡になる予定です。作付作物は「野菜、果樹」となっております。

11番です。

保城の田1,512㎡につきまして、保城の [ ] が、宝塚市の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は5,501㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

14番です。

林田町上伊勢の田439㎡につきまして、林田町上伊勢の [ ] が、飾磨区矢倉町二丁目の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は29,054㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

15番です。

夢前町前之庄の田1,149㎡につきまして、夢前町前之庄の [ ] が、書写の [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は9,835㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

夢前町寺の田523㎡につきまして、夢前町寺の [ ] が、京都市の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は9,099㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

17番です。

御国野町国分寺の田69㎡につきまして、御国野町国分寺の [ ] が、愛知県岩倉市の [ ] より「交換したい」との所有権移転の申請です。交換する土地については、5条届出が提出されております。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は4,528㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

18番です。

別所町別所の畑469㎡につきまして、別所町別所の [ ] が、同居の母である [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。同一世帯間での所有権移転のため、耕作面積に変更はございません。作付作物は、引き続き「果樹」となっております。

19番です。

別所町佐土新の田4筆計2,560㎡につきまして、御国野町国分寺の [ ] が、別所町佐土新の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は67,412㎡になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

20番です。

豊富町御蔭の田1,192㎡につきまして、豊富町御蔭の [ ] が、船津町の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は5,909㎡になる予定です。作付作

物は「水稲」となっております。

21番22番です。

船津町の畑152㎡と船津町の田257㎡につきまして、船津町の [ ] と船津町の [ ] が「交換したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は5,378㎡に、 [ ] の耕作面積は3,453㎡になる予定です。作付作物は、どちらも「野菜」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。まずは、1番から11番及び14番から22番の20件につきまして、どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

それでは12番と13番を除き審議を行いたいと思います。何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

福永委員

4番の案件ですが、貸人の [ ] と借人の [ ] は親子で借人は長男なんです。貸人の [ ] は [ ] を患っており、借人の [ ] が事務局に説明したところによると、お父さんに説明していたが忘れていた、とのこと。青田推進委員が現地に会いに行った際には、そのお父さんと次男が出てきて、話したところでは、その時にはお父さんはそんな話は知らない、と言われたと、いうことで、親子で言い分が違いますので、いっぺん事情聴取をして、その過程で判断して、良いなら許可書を交付してはどうかと、そういう条件を付けています。そのあと経過報告に行ったときには、おられなかったんですけども、地元の農区長が、この田の経緯については十分注意して見ておくと、そういう返事ももらっています。以上です。

議長

ありがとうございました。

大塚委員

事情聴取は、借人の [ ] を呼び出すということですか。

福永委員

そうです。聞くところによると行政書士だそうです。

大塚委員

貸人の [ ] と借人の [ ] の両方に来てもらわなければ、貸し借りの確認にならないと思います。

福永委員

であれば、どちらにも来ていただくよう、事務局お願いします。

事務局

貸人の [ ] については、 [ ] で、事情聴取に来ていただける状態ではないと、事務局では聞いております。来ていただくのは難しいかと。

議長

4番と3番も同じ案件で、譲受人側の耕作実績については問題ないわけですが、貸人がそのような状態の人を呼んで話を聞いても、きちんと事情聴取ができるかどうか難しいのではないかと思います。

高濱委員

[ ] が貸し借りについて知らないと答えたその場に、次男さんも居合わせて同じく知らないと言ったとのことなので、お父さんが来ていただける状態でないのであればその次男さんに代理として来ていただければどうか。

大塚委員

お父さんに来ていただいても話をするのが難しそうなので、次男さんにはお

父さんの代理として、長男と次男で貸し借りについてしっかり確認していただいて、それがいいように思います。

議 長 事情聴取の要不要について、進めます。1番と2番については、北西部地区協議会において、いずれも耕作実績が十分であり、あえて呼び出す必要はなかろうとの判断もありますので、事情聴取は行わないことで、よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それで、3番4番については、貸人の方は病気のせいで貸し借りについて忘れていたとのことですが、そのような方をお呼びしても意味がなかろうと思いますので、借人側の長男と貸人側の次男でその貸し借りについてしっかり確認していただくということで、兄弟そろって事情聴取させていただくことで、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、1月5日に3番4番について事情聴取を行いたいと思います。

その他について、なにかございますか。

各 委 員 ……。

議 長 特にないようですので、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員 (全員挙手)

議 長 全員の挙手をいただきましたので、1番から11番及び14番から22番については許可相当といたします。

[関係の案件]

議 長 それでは、[ ]、ご退室をお願いします。

[退室]

事務局 それでは、12番13番についてご説明いたします。

刀出の[ ]が、  
刀出の田3筆計800㎡につきまして、菅生台の[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は18,726㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

大塚委員 地元としてちょっと付け加えさせていただきます。面積としては大きくないんですが、ほ場整備された農地で1枚となっている田の一部です。不在地主に代わり[ ]が耕作してきていましたが、このたび正式に手続きされるものです。

議長

補足説明ありがとうございます。  
それでは、許可相当とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、12番13番について許可相当といたします。

【          入室】

議長

          の案件は許可となりましたので報告します。  
それでは、次に、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号（P7）を説明する。  
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。  
200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可が不要となっておりますが、これに該当することの確認願が4件提出されております。

1番2番4番が調整区域の案件、3番が都市計画区域外の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましても、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

西脇の畑248㎡のうち45.3㎡につきまして、大阪府吹田市の          より「農作業場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに造成済となっております。

2番です。

林田町大堤の田511㎡のうち122㎡につきまして、林田町大堤の          より「農業用車庫、農作業場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに造成、建築済となっており、経緯書が添付されております。

3番です。

夢前町古瀬畑の畑289㎡のうち147.25㎡につきまして、尼崎市の          より「農業用倉庫、農作業場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに造成、建築済となっており、経緯説明書が添付されております。

4番です。

香寺町中仁野の田681㎡のうち7.61㎡につきまして、香寺町中仁野の          より「スロープとして利用したい」との確認申請です。「事業内容」につきましても、高低差のある農地へ農業用機械を運ぶためのスロープとして利用する計画となっております。現況は「田」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。  
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・



議長 ないようですので、議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認しましたので、「農地法施行規則第29条第1号の確認」について確認とします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第4号(P8~P10)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、11件の申請が提出されております。

1番と6番から11番が調整区域の案件、2番から5番が都市計画区域外の案件となっております。申請地の「農地区分」は、1番2番が「農用地区域内農地」、2番5番8番9番10番は「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地、3番は「上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在」する第3種農地4番11番は「住宅等が連たん」である第3種農地、6番7番は「公共施設等から至近距離」である第3種農地、に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

網干区和久の田3筆計2, 990㎡につきまして、網干区和久の[ ]が、東京都三鷹市の[ ]より「賃借権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との一時転用の申請です。一時転用期間は、令和5年2月28日から令和7年3月末までの約2年間となっております。当該地は、既に5条の一時転用許可が出ており、令和5年2月28日までとして工事現場事務所、工事車両の駐車場に転用されております。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますが、前回許可時に、一時的な転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障がないとの意見を、市農政総務課から得ておりました。今回、改めて市農政総務課へ意見を求めましたが、同様に「支障なし。ただし、一時転用の必要がなくなった場合は、直ちに原状回復すること」との回答を得ております。「事業内容」につきましては、ベッド数109床が増設されることに伴い、駐車場150台分を確保する必要があるのですが、予定地が農用地であり除外等手続きに時間が必要であることから、その間、臨時的露天駐車場として利用する計画となっております。なお、現在一時転用済の5, 979㎡のうち不要となる残地2, 989㎡については、期限である令和5年2月28日までに農地に復元することです。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。

現地調査についてですが、一時転用の場合、申し合わせ事項により、1,000㎡以上の一時転用許可案件に係る農業委員による現地調査は、事業完了時に農地復元確認調査を行うこととしておりますが、この案件については、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

2番です。

夢前町山之内の畑4筆計1, 135㎡につきまして、夢前町山之内の[ ]

が、加古川市の[ ]より「譲り受けて、庭園にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、参拝者の憩いの場となる庭園として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、現況は「畑」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

3番です。

夢前町菅生潤の田274㎡につきまして、夢前町菅生潤の[ ]が、夢前町菅生潤の[ ]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、床面積98.86㎡の一般住宅を建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、現況は「田」となっております。

4番です。

夢前町古瀬畑の畑3.3㎡につきまして、飾磨区清水二丁目の[ ]が、父である尼崎市の[ ]より「譲り受けて、公衆用道路にしたい」との転用の申請です。現況はすでに「公衆用道路」となっており、このことにつきまして経緯説明書が添付されております。

5番です。

夢前町野畑の田5筆計1,627㎡につきまして、夢前町野畑の[ ]が、夢前町苜野の[ ]より「使用貸借権で借り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、太陽光パネル200枚、パワコン10台、出力[ ]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観条例届出が届出済で、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますが、姫路市農業委員会申し合わせ事項において、小規模太陽光発電設備の設置を目的とする転用許可案件に係る現地調査は行わないこととしております。

6番です。

花田町上原田の田11筆計12,833㎡につきまして、伊伝居の[ ]が、花田町上原田の[ ]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、不動産業のほか、建築工事請負等を手掛けている譲受人が、分散管理していた建築資材一式を一括管理するための露天資材置場として、今後の業務拡大を踏まえ整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、総合治水条例に伴う調整池の取り扱いに関しては、姫路土木事務所と調整済、水路占用に関しては、申請済となっております。現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

7番です。

別所町別所の畑297㎡につきまして、別所町別所の[ ]が、別所町別所の[ ]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、来客用及び従業員用露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「畑」となっております。

8番です。

飾東町八重畑の田30㎡につきまして、飾東町八重畑の[ ]が、飾東町八重畑の[ ]より「譲り受けて、通路にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、自宅ヘショートカットして入るための専用通路として、また、令和5年度に下水道を引き込むための用地として利用す

る計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況は「畑」となっております。

9番です。

飾東町豊国の田1, 557㎡につきまして、豊富町御蔭の[ ]が、飾東町豊国の[ ]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、コンテナの販売を行っている譲受人が、現在のコンテナ置き場のみでは対応できない状況となってきたため、新たにコンテナを置くための露天資材置場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

10番です。

香寺町溝口の畑2筆計649㎡につきまして、香寺町溝口の[ ]が、城東町野田の[ ]より「譲り受けて、露天資材置場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、ブロックの製造販売を行っている譲受人が、手狭になってきた現在のブロック製品置場を拡張するために、新たにブロック製品を置くための露天資材置場及びトラック等を駐車するための露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、河川法55条許可申請は申請済みで、現況は「畑」となっております。

11番です。

香寺町土師の畑505㎡につきまして、東京都西東京市の[ ]が、香寺町土師の[ ]より「譲り受けて、分譲住宅、露天駐車場、道路にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、延床面積105.30㎡の分譲住宅を2棟建築し、各車4台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済みで、現況は「畑」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

6番の案件は面積が1万2833㎡と大変大きなものでございますが、私の方から補足説明をさせていただきます。

当該地域は私の担当地域で、南に国道372号線と東に播但道、西と北は宅地、コンビニに囲まれた農地で、調整区域ですが播但道の花田インターチェンジから北へ300メートルの第3種農地であります。3年ほど前に運送会社が開発を計画しまして事業が進んでいたのですが、社長が亡くなられて話が途切れていた経緯がございます。地権者は7名いるのですが、中には父が亡くなり今後耕作不能となっている方や、1枚については数年前から耕作放棄地となっており、いずれの地権者も3年前から開発に賛成との立場です。開発が中断したことを知ったのでしょうか、今度新たな開発事業を始めるようです。本日現地調査でも確認しましたが囲まれた一団の農地で他の農地への影響は考えられませんのですが、今地域として大きな問題となっているのが、申請人が地元農区、自治会と十分な折衝がなされていないうちにこのような手続きが進んでいることに対し懸念があるということで、このあたり改善されていく必要はあるのかなと思います。これをもって手続きを押し留めるものではありませんが、今後協議が進むことを期待します。30アールを超えている案件ですので、県農業委員会の意見を聴くべく、事前に情報提供しておるところでございます。

県の方からは調整池の設置が必要ではないのかとの意見がすでに出てきておるところで事務局の方が申請人と調整中のところではありますが、地区担当としては現地の状況から転用やむなしと判断しておるところです。地区担当として意見を述べさせていただきました。以上です。

それでは、1番、2番、6番、9番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの青田委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

青田委員

報告します。

まず1番です。[ ] 一時転用の案件ということで、これにつきましては、問題となるところは事実上一時転用の継続となるところで、元々平成31年に3年間の一時転用が始まり、一度1年間の継続が認められて、今回さらに継続しようとしている内容です。これだけ長いと更新するのはどうなのだろうかと思うところではありますが、そんな気持ちで現地を見たわけですが、実際病院の駐車場はいっぱい飽和状態で、駐車場があるのだなということはすぐわかりました。現場は舗装はされておらず、碎石の下にシートを敷いて利用しているとのことで、除いて重機を入れればすぐ農地に戻るだろうと見えました。実際に1月に農地に戻したところがあるということでこちらも見えてきましたが、これが永久転用される恐れはないかな、と思われました。これらの現状を踏まえたところでは、許可相当と判断されました。

それから2番ですが、夢前事務所から北へ入った小高い丘の麓にあるお寺の周辺にある農地です。お寺から下に位置しており、その畑の下は集落となっており、お寺と集落で囲まれたところで、現在畑として使われていないようです。境内の一部とも見えました。ここをきれいにして参拝者の憩いの場にするということで、特に問題はないかなと思いました。

それから6番ですが、南が国道372号線、東に播但道が通っており、西にコンビニが隣接しており、西から北にかけて住宅が立ち並んでいるところとなります。この開発がなされるとその住宅に影響があるのかなというのがありますが、事業計画では緩衝地を設けてありましたのでそれは大丈夫かなと思いましたが、場所的に周辺に農地がほとんどないので、他の影響は問題ないのかなと思うのですが、開発地の真ん中を水路が横切っていて下流の田に繋がるということで重要な水路なのですが、すでにコンクリートで擁壁されており、これをきれいに確保する状態で開発が進むのであれば特に問題はないのかなと、現地調査では思いました。

最後に9番ですが、先ほどのすぐ近くになりますが、現地を見ますと、周りに農地はありますが、申請地の地が上がっても特に影響はないものと判断しました。以上です。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

なお、今回の5番の案件ですが、転用面積が1,000㎡以上ですが、小規模太陽光発電設備の設置の場合として現地調査は省略させていただいていますので、ご承知おきください。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

田麿委員

6番の案件ですが、不動産会社が資材置場を設けるというのは、なにか理由があるのでしょうか。

議長

この[ ]は、不動産会社ではあるのですが、あわせてこういった資材の会社の仕事もしております。新たな資材置場の必要に至ったのではないかと推測しております。

事務局

申請人に、「不動産業者なのにこんなに広い土地が必要なのですか。」と投げかけたところ、「不動産がメインですが、一方で建築工事請負業及び土木建

設業も営んでおり、今後、建築・土木業の業務拡大をし、一般住宅だけでなく自社物件を建築し収益を伸ばしていくために充分の資材が必要となりますので、この規模の面積が必要となります。」との回答をいただいております。

議長 ほかにも、何かございますか。

各委員 ……。

議長 ないようですので、まずは議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」についても許可相当とします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による届出」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号(P6)を説明する。

[農地法第5条の規定による届出について]

この度、農区同意のない5条届出が1件提出されております。

市街化区域の勝原区官田の田2筆計950㎡について、大阪市の■■■■が、勝原区官田の■■■■より「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の届出です。

農区同意が添付されていない農地転用届についての取扱いにつきましては、姫路市農業委員会申し合わせ事項において、「疎明書を添付させ、疎明書の内容について当該農区総代に確認するとともに、総会に付議するかどうか担当委員と協議し、農区等同意の添付されない理由が周辺の農業上の問題ではなく、転用することによる紛争のおそれがないと判断できるものについては、担当委員の了解の下、事務局長専決により受理書を交付することとする。なお、既に紛争等が発生しているもの、または紛争のおそれがあるものについては、地区協議会・総会に付議するものとする」とされています。

当該案件につきましては、濱田委員及び田口委員と現地確認の上、協議した結果、地区協議会及び総会でご審議いただくのが適当との意見となりました。

届出書に添付されております上申書は資料のとおりですが、要約しますと、次の通りになります。

- ・7月15日に茶屋農区長と官田水利組合長と現地立会を行った際、農区長からは住民説明会を、水利組合長からは測量を行うようお願いがあったが、費用面の問題があり、折り合いがつかなかった。
- ・農区の所管が不明であったが、官田農区及び官田水利組合が同意権者であることを確認
- ・11月17日に茶屋公会堂にて関係者説明会を行ったが、主に隣接農地所有者であり茶屋農区長である■■■■から、隣接農地の資産価値の低下や説明内容の信憑性に関して懸念が示され、結局、官田農区及び官田水利組合の同意の押印をもらうには至らなかった。

なお、事務局から、隣接農地所有者であり茶屋農区長である■■■■に、上申書の内容について確認しましたが、相違ないとのことを確認しています。

中南部地区農政協議会におきましては、「受理相当」との意見となっております。

以上、農区同意のない第5条の規定による届出1件につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長 有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

田口委員

補足説明をさせていただきます。

現地調査を実施してきました。11月30日の午後2時に、場所は勝原区宮田の2筆、事務局2名と私と濱田委員です。見てきた結果ですが、農区同意が提出されない理由が周辺の農業への影響の問題ではないことと確認したため、受理が妥当であると判断しました。ただし、太陽光発電設備の設置に当たっては、事業者は説明会を行うなど対応されていますが隣接農地への丁寧な対応が必要かと思えます。

議長

ありがとうございます。

なにか、ご意見、ご質問等ございませんか。

宮下委員

この[ ]は、なにもかもすましてからハンコください、とくる。なんの事前説明もなしに。会長さん、ここにハンコください、地権者にはすでに了解もろてます、値段も決まっています、と言うので、隣接の同意はもらっているか聞くと、隣接同意はいらんでしょう、という。周りにも迷惑がかかることやから、設置はどうするのか尋ねると、杭打っただけです、地権者にも説明しています、言うんやけど、その場所は水が溜まる場所で杭だけではとてももたないところだということを隣接者から聞いていたので、ちゃんと隣接に説明しておくように帰りました。

議長

一方的なやり方で、地域と十分なコミュニケーションが図れていない。

宮下委員

自分たちのやり方で十分、とそういう考え方をする会社だなあと思っています。

事務局

この案件、当初8月ごろに提出がありまして、その時点で農区水利同意がついていなかったのかどうしたのか尋ねたところ、農区水利には行っていない、とのことでしたので、事前にトラブルを防ぐために説明に行くように帰りました。その後、11月に関係者集めて説明会をされています。結果、同意書はもらえなかったのですが、この件については地元対応はしていただけたようです。

田藤委員

申請地の東が茶屋農区長の農地だそうだが、現地写真を見ると、放棄田に見える。農区長としては、そこは則を示してもらわなければならないのではないかと。北側にコンクリートで擁壁された立派な水路がある、これは税金で作られた水路だと思う。せめて草を刈っていただかないと。こういった指導権限を農業委員会に持たせてもらわないといけないと思う。強く要望します。

大塚委員

私も、もっと農業委員会に権限が必要だということに同意します。

議長

委員のおっしゃることももっともだと思います。

さて、問題となることもいろいろありますが、結論を出していきたいと思えます。受理相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、受理相当といたします。

今日は、追加議案があります。事務局、説明をお願いします。

事務局

追加議案の資料をご覧ください。姫路市農地利用最適化推進委員の辞任について、でございますが、令和4年12月12日付けで北東地区の[ ]委員

から、長期療養のため、辞任したい旨の届出がありました。■■■■委員におかれ  
ては、11月末から12月初めにかけて、2週間入院されていた経緯もあり、  
事務局としては、委員活動を継続することは難しいと考えております。

なお、■■■■委員の後任については、任期の残りが7カ月であることから、後  
任の選任はしないこととし、■■■■委員の担当区域の香寺町香呂地区ほかについ  
ては、同地区の担当であります農業委員の田中委員に現地調査等をお願いでき  
ればと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 非常に残念な追加議案でございますけれども、■■■■委員が病気療養のため  
辞任したい、とのことでございますので、皆様にご報告をさせていただきま  
すとともに、ご了承をよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

各 委 員 はい。

議 長 それでは、これより報告事項に入ります。  
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第1号（P12）を説明する。  
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、11月  
にご審議いただきました新規農家1件の事情聴取を、12月7日に実施してい  
ただきました。当日は、本人に代わり安富町朽原在住の両親が来庁され、担当  
委員より、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴  
取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書  
を交付しております。

議 長 有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、尾川委員からお願いしま  
す。

尾川委員 報告します。

本人はどうしても外せない用事ができたということで、代わりにご両親が見  
えられました。安富町朽原は安富小学校から北に谷を入ったところにある集落  
ですが、山と山との間に谷があり、そこに川が流れ道路が走っており、集落が  
点在しているようなところですが、山にへばりついたような形で、田ではなく畑  
ですね。ご本人は東京在住ですが、安富町朽原に住む両親の長女で、ご主人と  
一緒に帰ってこられるとのこと。ご主人は何か月かに1回東京に戻り、基  
本リモートで仕事をされると聞いております。農地付きの住宅を購入されまし  
たが、2筆はすでに果樹、柿が植わっており、1筆に野菜を作られるとのこと  
です。ご両親の実家はその■■■■奥になるのですが、農機具や農業のやり方  
について、ご両親がやり方を指南するというので、面積もそう大きくないの  
で、十分に対応できるんじゃないかと思えます。以上です。

議 長 はい、ご報告ありがとうございます。  
次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第2号（P12）を説明する。  
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、11月11日から12月8  
日の間に受け付けたもの、3件につきまして、法定要件を満たしており、特に  
問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報

告いたします。

議 長

有り難うございます。  
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、確認いたします。  
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第3号（P13～P19）を説明する。  
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、11月11日から12月8日の間に受け付けたもの35件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。  
少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。  
それでは、何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第3号について確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。  
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第4号（P20～P21）を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、使用貸借契約の解約の通知が17件ございました。利用権に該当するものは6件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは2件です。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですね。  
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第5号（P22～P23）を説明する。  
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、11月は10件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長

報告、有り難うございます。



それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。  
(午後 3 時 2 5 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

---

(署名委員)

中塚 良幸

---

(署名委員)

田 靡 仁 志

---